

## 認証情報の自主公開プログラムに関する FAQ

Q 1 このプログラムの目的は何ですか？

A 1 認証制度の信頼性向上を目的としています。

このプログラム制定の経緯としては、認証組織のいくつかの不祥事をきっかけとして、2008年に経済産業省から「マネジメント規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」が発行されたことにあります。そのガイドラインのアクションプランの一つとして情報公開の推進があげられ、認定審査結果の概要を公開すること（2011年8月末公開実施）、並びにこの認証組織情報を自主的に公開するプログラムが制定されました。

Q 2 自社のウェブページに認証に関わる情報を公開するとのことですが、どこで一般に周知されるのでしょうか？

A 2 MS 認証懇談会のウェブサイト、このプログラムに沿って公開した認証組織が一覧で公開されます。その一覧から情報を公開している認証組織のウェブページに直接リンクをはることになります。

Q 3 認証情報を公開するメリットは何ですか？

A 3 公開した認証組織はMS 認証懇談会のウェブサイト公開され一覧されることとなりますので、公開情報が社会に浸透し、組織の信頼度を高める効果が期待できます。また、政府調達や企業間取引などの場合において取引先を選定する際に、公開リストが参照されることも期待されます。

Q 4 公開する情報の機密については、どのように考えたらよいですか？

A 4 公開しようとする組織の自主的な取組みであり、企業機密には抵触しない範囲での公開になるものと予想されます。

Q 5 この情報公開プログラムに参加したい場合には、どこに申し込んだらよいですか？

A 5 審査・認証を受けている認証機関を通じて申し込むこととなります。

但し、その認証機関が、この自主公開プログラムに参加していない場合には、認証組織は、このプログラムに参加することはできません。

Q 6 申込様式は何を使えばよいですか？

A 6 MS 認証懇談会のウェブページに掲載されている公開申込の様式（認証機関からも入手可能です）を使用して、認証機関に申し出てください。

Q 7 申し込むときには何を留意しておけばよいですか？

A 7 既に、該当する情報をウェブサイトで公開している場合には、公開している情報を掲載しているウェブページのアドレスを届ける必要があります。

また、これから該当する情報を公開しようとする場合でも、このプログラムに参

加することができます。その場合、申込みの時点で公開する情報を準備しておく必要はありませんが、公開する予定月を示しておく必要があります。

Q 8 公開予定月とは、いつの時点を示すのでしょうか？

A 8 方針、内部監査など、公開するべき最低限7つの項目がありますが、それらの各々の項目を順次公開しても構いません。7項目すべてについて公開する時期のことを公開予定月と呼んでいます。  
また、複数の認証（例えば、品質と環境）をもっている場合には、各々について公開予定月を明示しておく必要があります。

Q 9 公開する情報内容を認証機関に予め連絡する/同意を得る必要はありますか？

A 9 どのような情報を公開するかについて認証機関に連絡する/同意を得る必要はありません。

Q10 本プログラムに参加している認証機関から品質と環境の認証を受けていますが、環境だけを公開することはできますか？

A10 本プログラムに参加している認証機関から単一の組織（事業所）が複数の認証を得ている場合には、それらすべてについて公開する必要があります。

注）単一の組織(事業所)とは、認証文書に記載されている認証を受けた組織(事業所)の名称が同じ場合を指します。例えば、Y 株式会社として品質、環境等の認証を受けている場合、複数の認証を受けているわけで、上記の回答が該当します。

Q11 単一の組織（事業所）が複数の認証を得ている場合、認証を受けた複数のMSの情報を、同時に公開しなければいけませんか？

A11 複数のMSの情報を同時に公開する必要はありません。順次公開していただければ結構です。その場合、申込書には、認証プログラム毎に記入していただきますので、其々の公開予定日を明記していただくこととなります。

Q12 Z 株式会社は、(X) 認証機関から認証を受けていますが、品質は Z 株式会社 A 事業所（工場）で登録し、環境は Z 株式会社 B 工場に登録しています。  
A 事業所だけ公開することは可能ですか？

A12 両方とも公開することが望ましいのですが、質問のケースは、登録組織が異なっていますので、本プログラムへの参加は別々に行っていただくこととなります。もちろん、Z 株式会社 A 事業所が品質、環境を認証取得していれば、両方公開していただきます。

Q13 品質は (X) 認証機関の認証ですが、環境は (Y) 認証機関で登録している場合には、どのように公開すればよいのですか（単一組織の場合を想定）？

A13 (X) 認証機関から得ている認証が品質だけだとすれば、品質のみを (X) 認証機関を通じて申し込んでください。環境については (Y) 認証機関を通じての申し込

みとなります。この場合、公開時期が異なっても結構ですが、単一組織ですので、品質、環境の両方を公開する必要があります。

**Q14** 公開した情報は、次回の審査のときの審査対象となるのでしょうか？

**A14** いいえ。審査対象とはなりません。但し、公開情報の内容によっては審査員がお聞きすることがあります。

**Q15** 当初申込んだ時に示した公開時期（公開を予定している時期）に、実際の公開が間に合いそうもありません。公開時期をずらす/変更することは出来ますか？

**A15** 認証機関に対して変更の依頼をしていただくことになります。

**Q16** 本プログラムへの参加申込受付は、いつでも受け付けてもらえますか？

**A16** いつでも受け付けいたしますが、MS 認証懇談会のウェブサイト公表される参加一覧表は、毎月一回（月末日）更新されることになっています。そのため、記載される月末日の1週間前までには、認定機関へ情報が届いている必要がありますので、ご注意ください。

**Q17** 本プログラムへの参加を取りやめる場合は、どのような手続きが必要ですか？

**A17** 取りやめる認証プログラムについて、お届けください。（申込書に記載例がありません）